

平塚市訪問型サービス(従前の訪問介護相当)サービスコード表 ※平成31年4月～9月サービス提供分

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型 サービス費(独 自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支 援2(週1回程度)1,168単位	1,168	1月につき
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者が20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,051	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・要支 援2(週1回程度)38単位	38	1日につき
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者が20人以上にサービスを行う場合 ×90%	34	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型 サービス費(独 自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支 援2(週2回程度)2,335単位	2,335	1月につき
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者が20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,102	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・要支 援2(週2回程度)77単位	77	1日につき
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者が20人以上にサービスを行う場合 ×90%	69	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型 サービス費(独 自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回 を超える程度)3,704単位	3,704	1月につき
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者が20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,334	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2(週2回 を超える程度)122単位	122	1日につき
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者が20人以上にサービスを行う場合 ×90%	110	
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型 サービス費(独 自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・要支 援2(週1回程度)266単位	266	1回につき
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一		※1月の中で全部で4回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者が20人以上にサービスを行う場合 ×90%	239	
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型 サービス費(独 自)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・要支 援2(週2回程度)270単位	270	1回につき
A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一		※1月の中で全部で8回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者が20人以上にサービスを行う場合 ×90%	243	
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型 サービス費(独 自)(Ⅵ)	事業対象者・要支援2(週2回 を超える程度)285単位	285	1回につき
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一		※1月の中で全部で12回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者が20人以上にサービスを行う場合 ×90%	257	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数		所定単位数の 5%加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	又 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算	
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	

※算定単位「1回につき」のコードは、平成29年4月1日から使用できます。平成29年3月31日以前のサービス提供については使用できません。

※今後も制度改正などによりサービスコードをその都度更新することがありますことご了承ください。

平塚市訪問型サービス(訪問型サービスA・指定型)サービスコード表 ※平成31年4月～9月サービス提供分

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1121	訪問型独自サービスⅠ／2	イ 訪問型 サービス費(独 自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支 援2(週1回程度) 1,051単位		1,051	1月につき
A2	1124	訪問型独自サービスⅠ／2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	946		
A2	2121	訪問型独自サービスⅠ／2日割		事業対象者・要支援1・要支 援2(週1回程度) 34単位		34	1日につき
A2	2124	訪問型独自サービスⅠ／2日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	31		
A2	1221	訪問型独自サービスⅡ／2	ロ 訪問型 サービス費(独 自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支 援2(週2回程度) 2,102単位		2,102	1月につき
A2	1224	訪問型独自サービスⅡ／2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,892		
A2	2221	訪問型独自サービスⅡ／2日割		事業対象者・要支援1・要支 援2(週2回程度) 69単位		69	1日につき
A2	2224	訪問型独自サービスⅡ／2日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	62		
A2	1331	訪問型独自サービスⅢ／2	ハ 訪問型 サービス費(独 自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回 を超える程度) 3,334単位		3,334	1月につき
A2	1334	訪問型独自サービスⅢ／2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,001		
A2	2331	訪問型独自サービスⅢ／2日割		事業対象者・要支援2(週2回 を超える程度) 110単位		110	1日につき
A2	2334	訪問型独自サービスⅢ／2日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	99		
A2	2421	訪問型独自サービスⅣ／2	ニ 訪問型 サービス費(独 自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・要支 援2(週1回程度) 239単位 ※1月の中で全部で4回まで		239	1回につき
A2	2424	訪問型独自サービスⅣ／2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	215		
A2	2521	訪問型独自サービスⅤ／2	ホ 訪問型 サービス費(独 自)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・要支 援2(週2回程度) 243単位 ※1月の中で全部で8回まで		243	1回につき
A2	2524	訪問型独自サービスⅤ／2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	219		
A2	2631	訪問型独自サービスⅥ／2	ヘ 訪問型 サービス費(独 自)(Ⅵ)	事業対象者・要支援2(週2回 を超える程度) 257単位 ※1月の中で全部で12回まで		257	1回につき
A2	2634	訪問型独自サービスⅥ／2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	231		
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	チ 初回加算		200単位加算	200	1月につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	又 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算		

※算定単位「1回につき」のコードは、平成29年4月1日から使用できます。平成29年3月31日以前のサービス提供については使用できません。

※平成30年4月以降、当市では訪問型サービスA(指定型)における「サービス提供責任者体制減算」を設定しないため、当減算に関するコードを使用しないこととします。(該当コードは一覧から除外しています。)

※今後も制度改正などによりサービスコードをその都度更新することがありますことご了承ください。